

平成 30 年度第2回社会福祉施設等の整備に対する助成事業 実施基準

平成 30 年度社会福祉施設等の整備に対する助成事業を実施するにあたっては、「平成 30 年度社会福祉施設等の整備に対する助成要項」（以下「助成要項」という）によるほか、この基準による。

1. 社会福祉施設の補修改善事業

(1) 保育所等

①助成対象とする建物の部位

ア 建物の屋根、壁、床、ベランダ、窓サッシ等

イ 付帯設備

暖冷房設備、合併処理槽

ウ 上記以外の建物の部位で疑義のある場合は本財団に問い合わせることとする。

②助成対象工事

上記①に掲げる保育所等の補修改善事業は、その施設の全ての利用者の安全確保、環境の維持向上を目的とした工事とし、以下のとおりとする。

ア 建物工事

(ア) 改修工事

㊦ 屋上、外壁、ベランダ等の防水、防錆を目的とした工事

㊧ 建物内部の内装工事

(イ) 改造工事

建築当初の面積、形状は変えずに内部の間取りの変更等、施設の機能改善を目的とした工事

(ウ) 増築工事

制度変更に伴い建物の機能改善が必要となった増築工事（10 m²未満）

(エ) 通行改善工事

車椅子使用者、歩行補助具使用者等の通行安全を目的とした工事

(オ) その他の工事

その他、施設の利用者等の安全確保、環境の維持向上のため本財団が必要と認めた工事

イ 設備工事

- (ア) 設備（付帯設備を含む）の機能低下を改善するための補修、改修工事
- (イ) 下水道の整備に伴う合併処理槽の撤去工事
- (ウ) その他、施設の利用者等の安全確保、環境の維持向上のため本財団が必要と認めた工事

(2) 障害者支援施設

① 助成対象箇所

施設内の便所及び浴室

② 助成対象工事

上記①に掲げる障害者支援施設の補修改善事業は、その施設の全ての利用者の安全確保、環境の維持向上を目的とした工事とし、以下のとおりとする。

施設内の便所及び浴室工事

(3) 更生保護施設

① 助成対象とする建物の部位

ア 建物の屋根、壁、床、ベランダ、窓サッシ等

イ 付帯設備

暖冷房設備、合併処理槽

ウ 上記以外の建物の部位で疑義のある場合は本財団に問い合わせこととする。

② 助成対象工事

上記①に掲げる更生保護施設の補修改善事業は、その施設の全ての利用者の安全確保、環境の維持向上を目的とした工事とし、以下のとおりとする。

ア 建物工事

(ア) 改修工事

⑦ 屋上、外壁、ベランダ等の防水、防錆を目的とした工事

④ 建物内部の内装工事

(イ) 改造工事

建築当初の面積、形状は変えずに内部の間取りの変更等、施設の機能改善を目的とした工事

(ウ) 増築工事

建物の機能改善を目的とした増築工事（10 ㎡未満）

(エ) 通行改善工事

車椅子使用者、歩行補助具使用者等の通行安全を目的とした工事

(オ) その他の工事

その他、施設の利用者等の安全確保、環境の維持向上のため本財団が必要と認めた工事

イ 設備工事

(ア) 設備（付帯設備を含む）の機能低下を改善するための補修、改修工事

(イ) 下水道の整備に伴う合併処理槽の撤去工事

(ウ) その他、施設の利用者等の安全確保、環境の維持向上のため本財団が必要と認めた工事

(4) 助成事業実施期間

実施期間の終了時期については、原則として平成31年3月31日とする。

(5) 助成対象主体

保育所等及び障害者支援施設については社会福祉法人とする。更生保護施設については同施設を運営する法人とする。

なお、保育所等については、各都道府県における件数は原則として1件とする。

2. 助成対象経費の基準

(1) 助成対象経費

①助成の対象とする経費は、改修等に係る費用、設計監理費とする。また、増築に関しては、建物の機能改善を目的とした工事のみを助成の対象工事とし、増築に係る費用、設計監理費を助成対象経費とする。

(2) 基準単価

上記(1)に掲げる経費のうち、改修に係る建築費を除き、その単価等については、次の基準以内とする。

①増築の建築基準単価

基準 単 価	建築物の主要構造部の構造 区分	1㎡あたり基準単価(千円)
	1. 鉄筋コンクリート造	1 7 8
	2. 鉄骨造	1 6 2
	3. 木造	1 4 5

注1 実際の単価が上表より低い場合は、その実際の単価による。

注2 基準単価には次の費用を含む

電気設備、ガス設備、給排水衛生設備、火災報知機設備、消火栓設備、非常通報装置設備、リフト設備、屋外非常階段の工事

注3 増築部分に暖冷房設備を設置する場合の経費は、次のとおりそれぞれの建築基準単価の割増を認める。

- ・暖房設備のみの場合 建築単価の 9%
- ・冷房設備のみの場合 〃 の11%
- ・暖冷房設備費の場合 〃 の13%

②設備の基準単価

合併処理槽	J I S 算定対象人員 1人当たり100千円
-------	-------------------------

③設計監理費

設計監理費は、本財団が認めた額とする。

(3)利用割合による助成金算出方法

助成対象施設以外の施設にも供給する場合の電源、熱源、空調、上水道の各供給源の設備工事については、その設備の供給する全体面積に対する助成対象施設の面積の占める率とする。

3. 助成金交付申請額の経費区分及び算定

助成要項「5. 助成金交付申請額の算定」をするにあたり、複数工事の場合に対応する経費区分は、それぞれの経費ごとに助成率を乗じて得られた助成申請相当額の千円以下を切り捨てる。

ただし、設備工事、省力化機器の工事の場合で、その設備を構成する各部の一部を補修、改修、更新する場合は必要と認めた額とする。

尚、複数の工事がある場合の設計監理料は必要と認めた額を加算する。